

仙台市公告第 116 号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年2月9日

仙台市長 郡 和子



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
R3 集-1	仙台市泉区 福岡字東石 20-8	31-ト-9	山林	0.84ha	令和4年4月1日 から15年間	

2 縦覧場所 仙台市経済局農林部農林土木課執務室内
仙台市のホームページ
(<http://www.city.sendai.jp/rinmu/kurashi/shizen/norinsuisan/ringyo/keieikanri.html>)

3 本公告により、仙台市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上